

令和3年1月29日

株式会社キッズライン

代表取締役社長 岡本 香保子 殿

公益社団法人 全国保育サービス協会

会 長 草 川 功

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業に関するベビーシッターの
児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出の未実施に係る対応について
(勧告)

標記につき、徴取した報告を基に、当協会及び内閣府において調査及び協議を行った結果、「ベビーシッター派遣事業実施要綱」(令和元年5月8日付け府子本第575号子ども・子育て本部統括官通知の別紙)第5の1(18)の規定に基づき、次の措置をとるよう勧告します。

要請事項について期限までに対応されない場合には、割引券等取扱事業者としての認定の一時停止を含む追加の措置をとることがあります。

要請事項	対応期限
児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出の日から一月以上前に行われたシッティングに対して、使用・精算された割引券につき、その精算金額を確定させたいうで、同額を返還すること。 ※すでに退会しているベビーシッターも含めて確認を行うこと。	返還期限 ：令和3年3月12日
本件と同様の法令等違反事例が発生しないよう再発防止策を実施するとともに、その実施状況について報告すること。	報告期限 ：令和3年4月5日
貴社における「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」の責任者及び関係者は、今年度、当協会が開催する経営者研修を受講すること	受講期限 ：令和3年2月中